

愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定会議（第3回） 議事概要

日 時：令和2年3月19日（木） 午前10時から
場 所：愛知県三の丸庁舎8階 大会議室

<開会>

局 長：(あいさつ)

事務局： 次に傍聴の報告をいたします。本日の傍聴者は2名でございます。なお、報道機関の取材がございますので、御承知おきください。

では、以降の進行は座長の垣田委員にお願い致します。

議題（1）「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」（案）のパブリックコメントの結果について

座 長： 座長の垣田です。スムーズに議事を進行したいと思っておりますので、御協力をお願い致します。まず、議題（1）について事務局から説明をお願いします。

（事務局資料1説明）

議題（2）愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）について

座 長： 引き続き、議題（2）について事務局から説明をお願いします。

（事務局資料2、3、4説明）

座 長： 議題（1）と（2）について何か質問がありましたらお願いします。

内藤委員： パブリックコメントの結果を踏まえて感じたことをお話しします。

予防教育について、学校における様々な取組について、先生が教科書で説明するだけではなかなか生徒の印象に残りにくいと感じています。私が講師をする際は、教科書的な部分を私が説明して、あとは自助グループの方から体験をお話いただいています。

当事者の方の話は生徒の印象に残りやすく、例えば、GA やギャマノンの方に体験をお話いただくことが生徒にとってインパクトがあり良いのではないかと思います。

また、医療機関や自助グループにつなげたからといって問題が解決する話ではなく、多くの依存症患者がやめてはやって、やめてはやっての繰り返しで、なかなかやめられない状況です。

パブリックコメントにもありましたが、生活保護のケースワーカーや行政職

員などの支援者も、当事者の生の声を聞き、学ぶことは大切だと思うので、支援者への教育も広めていけたらよいと思います。

さらに、家族支援について計画を変更されたことはよかったと思います。依存症問題については家族が相談することが圧倒的に多く、家族が相談したことで本人が問題と向き合うきっかけになることもあります。ならないこともあります。家族の支援は、本人のギャンブルの問題を解決することが目標ではなく、家族が問題に振り回されずに、落ち着いた生活を取り戻すことが目標の一つでもあることの認識をもつことが大切だと思います。

座長： 貴重な御意見をありがとうございました。

教育の場で当事者や御家族の方にお話いただくことは大切だと思います。

私の病院においても、断酒会やAAの方にお話いただくことが聴衆にとってインパクトに残るといった感想もいただくので大切なことだと思います。

本人にギャンブルをやめさせるための家族支援ではなく、家族が健全な生活を送るための家族支援という視点も必要だと思います。

飯田委員： 家族支援が盛り込まれたことはありがたいと思います。

家族が正常な生活を送ることができるようになることが大切だと思うので、回復した仲間が学校などでそういったお話をされることがポピュラーな事になるといいなと思っております。

中新委員： 全国ではGAなどの自助グループが約300か所あり、愛知県でも活動している団体があります。しかし、学校等における講演の依頼があったとしてもお断りさせていただくことになると思います。

GAはあくまで、他の団体とは別に独立して取り組んでおり、ある意味では閉鎖的な団体です。

私もこの会議には、GAの代表としてではなく、あくまでも個人として参加しています。GAは回復支援の団体ではありますが、行政と協力して事業を行う場合には、GAの全国の代表と協議した上で進めていくこととなると思います。

GAでは回復するためのミーティングを行っていますが、債務整理などの金銭的な問題にはタッチしていません。支援者の方については債務整理をしていただく機関を紹介していただくことも大切なことだと思っています。

座長： 今後の取組における重要な課題と、GAと連携していくための課題を御意見としていただきました。これを認識しつつ今後の活動に生かしていただきたいと思っています。

加藤(義)氏： 多重債務問題を専門に扱っており、ギャンブル依存症問題を抱える方もいます。そのような方には医療機関や自助グループを紹介しておりますが、治療などを中断してしまう方もいます。そうすると家族の負担が増えてしまうと思うので、家族への支援が大切だと思います。

司法書士は借金の専門ではありますが、病気に関しては素人ですので、治療

を中断してしまった方への支援については愛知県が積極的に取り組んでいただけると助かります。引き続き連携して取り組んでいけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

座 長： 医療機関へ繋がったけれど中断してしまうこともありますので、この計画を骨子にして関係機関が緊密に連携して支援していくことが大切だと思います。

委員の皆様方におかれましては、貴重な御意見をありがとうございました。それでは、タイトルは事務局案のとおり「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」として、本計画案を了承したいと思っておりますがいかがでしょうか。

各 委 員：(拍手)

座 長： ありがとうございます。御了承をいただいたので、資料3の計画案をもって、本会議として「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」を了承させていただきます。

それでは、今後の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 御了承をいただきありがとうございます。

ただいま御了承をいただきました「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」については、今後、県の事務手続きを経て決定し、その後、公表することとなります。公表は3月末を予定しております。

座 長： ありがとうございます。これをもちまして、本会議の目的である計画策定を行うことができました。委員の皆様方におかれては、多大な御協力をいただきありがとうございます。

議題（3）次年度の依存症対策に関する主な取組についてについて

座 長： それでは続きまして（3）次年度の依存症対策に関する主な取組について、事務局から説明をお願いします。

（事務局資料5説明）

座 長： （3）に関して、御質問・御意見等がありましたらお願いします。

加藤(敬) 委員： ギャンブル等依存症回復支援プログラムの従事者養成研修について、4月に診療報酬の改定があり、研修を受けた人は依存症集団精神療法の点数がとれることとなりますが、その対象となる研修ということでしょうか。それとはまた別の研修でしょうか。

事務局： 御質問ありがとうございます。診療報酬の対象となるには、国の行った研究によって作成されたプログラムの利用及び国が定める研修を受講することが要件になっていたかと思いますが、それらの要件を網羅した研修にはなっておりません。島根県精神保健福祉センターで作成された SAT-G の活用を目的とした研修としたいと考えております。

座長： 研修は医療機関のアクセスを広げるために大切だと思います。医療機関は診療報酬に左右されるところがありますので、うまく研修とリンクできるように活用できるといいと思いますので、検討課題として取り組んでいただければと思います。

馬淵委員： 来年度の予算について、予防教育の観点から、学校教育の場で弁護士や司法書士などの専門家から話をさせていただくことも大切だと思います。専門家に講義をしていただくには費用が発生すると思いますが、その費用についても予算化してもらえるとよいと思います。

事務局： 貴重な御指摘をありがとうございます。

ただ今、説明させていただいた予算については、保健医療局がこれまでも行ってまいりました依存症対策事業の予算を、ギャンブル等依存症の取組に関連して拡充することの説明をさせていただきました。専門家からお話をいただくことに関しましては、精神保健福祉センターとも協力をしながら普及啓発等に取り組んでいきたいと考えております。

いただきました御意見については今後の参考とさせていただきます。ありがとうございました。

以上